

「秋田県災害廃棄物処理計画（改定案）」に対する意見募集の結果について

県では「秋田県災害廃棄物処理計画（改定案）」について御意見を募集しておりましたが、その結果は次のとおりです。
貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1 意見募集の期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月22日（水）まで

2 意見の状況

意見書等の数：2通 ／ 具体的な意見の数：7件

3 寄せられた御意見と考え方・対応

番号	意見の概要	県の考え方・対応
1	大雨の予報が出た段階で、二階や高い所に物を移動したり、濡れないように対策したり、土嚢袋を準備したりすれば災害廃棄物の発生量を減らせるのではないかな。	浸水前の対応として、災害廃棄物の発生抑制の観点から有効な対策であると考えております。また、平時から不要な退蔵物の処分に努めていただくことも、災害廃棄物発生量の減少につながると考えております。
2	災害時には、ごみ袋の他にもマスクやゴム手袋、泥上げ用スコップ等の備品や、災害対策に関する留意事項等をまとめたパンフレットの配布があればいいのではないかな。	災害廃棄物に限らず災害対策全般に関する御意見として、防災部局や市町村と共有いたします。
3	災害時に人手が必要な場合に協力できる方が参加できれば、災害廃棄物の早期処理につながるのではないかな。	災害時には、県や市町村の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの募集を行う場合があります。市町村と連携し、取組を推進してまいります。
4	廃棄物処理費用に充てることができる秋田県独自の地域商品券のようなものを発行して、県民が自発的に廃棄物を処理施設に搬入できるように、負担を軽くしてほしい。	御意見として参考といたします。

5	廃棄物処理施設などの人手不足で困っている職業に県民がボランティアで手伝って、対価として地域商品券や賞状もらうことができるようにしてほしい。	御意見として参考といたします。
6	秋田県災害廃棄物処理計画（改定案）の３ページに記載のある、レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む廃棄物や放射性廃棄物の処理はどのように行われているのか。	災害廃棄物の処理主体である市町村では処理が困難であるため、専門の処理業者に委託して適切に処理することとなります。
7	放射性廃棄物を県内で処理する際、地層処分に適した施設を建設する予定があるか。 また、他の方法はどのようなものがあるのか。	高レベル放射性物質の処分に関することと推察されますが、本県ではそのような予定はありません。また、当該物質の処分については国が所管しておりますので、国の機関にお問い合わせください。

問い合わせ先

秋田県生活環境部環境整備課

住 所 ： 〒010-8570 秋田市山王四丁目１番１号

電 話 ： ０１８－８６０－１６２２

電子メール ： recycle@pref.akia.lg.jp